電気通信大学大学院電気通信学研究科委員会規程

平成 4年 6月10日 改正 平成 7年11月29日 平成12年 6月21日 平成13年 4月 1日 平成16年 4月 1日 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日 平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院電気通信学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 研究科委員会は、大学院電気通信学研究科(以下「研究科」という。)の研究指導担当教員をもって組織する。
- 2 研究科委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の者を研究科委員会に出席させることができる。

(審議事項)

- 第3条 研究科委員会は、研究科の学生の入学及び修了並びに学位の授与について審議し、 学長に対して意見を述べるものとする。
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第2項第3号の規定により研究科委員会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 研究科担当教員の資格審査に関すること。
- 3 研究科委員会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べる ものとする。
- 4 研究科委員会は、研究科の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。
 - (2) 研究科委員会の構成及び運営に関すること。
 - (3) その他研究科の運営に関すること。
- 5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、研究科委員会の意見を聴くものとする。

(会議の運営)

- 第4条 研究科長は、研究科委員会の議長となる。
- 2 研究科長は、研究科委員会を主宰する。
- 3 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第5条 研究科委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、出張、研修及び1か月以上長期療養の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科担当教員の資格審査に関すること及び学位の授与に関する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(事務)

第7条 研究科委員会に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会 が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成4年6月10日から施行する。
- 2 電気通信大学大学院研究科委員会規則(昭和40年4月1日)は、廃止する。

附即

この規則は、平成7年11月29日から施行する。

附則

- この規則は、平成12年6月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。